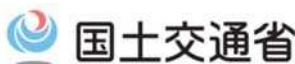


国家機関の建築物等における保全に関する

発生事故・故障の報告について

北陸地方整備局 営繕部 保全指導・監督室



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

報告対象と報告先



国営保第29号(H22.3.23付)

国家機関の建築物等における保全に関する発生事故、故障の報告について

報告対象

1. 国家機関の建築物等で保全に関する発生した事故で重大な事故（通知文参照）
2. 国家機関の建築物等で保全に関する発生した故障で重大な故障（通知文参照）

報告先

新潟、富山、石川県内の施設

北陸地方整備局営繕部計画課

電話：025-280-8880

FAX：025-370-6504

メールアドレス：eizen-bousai02@hrr.mlit.go.jp

人身

- 施設が起因となり職員又は公衆（第三者）に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合。

棄損

- 施設が起因となり、大きな物的損害を与えた場合。

公害

- 施設が起因となる騒音、電波障害、水質汚染、大気汚染等により、公衆の生活や衛生に害をおよぼした場合。

その他

- 同様な事故が継続して発生した場合。
- 軽微なものであっても、重大な事故につながる可能性がある場合。
- 社会的に与える影響が大きい場合。

- 施設の故障のうち、施設全体又はその部分の機能を著しくそこねており、緊急に対策を講じなければならない場合。
- 他の施設でも同様の故障が発生するおそれがある場合。
- 社会に与える影響が大きいと判断される場合。
- 軽微な故障は除く。

(参考)

国 営 保 第 2 9 号
平成22年3月23日

各省各庁保全担当課長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計画課保全指導室長

国家機関の建築物等における保全に関する発生事故、故障の報告について
(依頼)

標記について、国家機関の建築物等における保全に関する発生事故、故障について、各省各庁の施設保全責任者等が適切な保全を行うにあたり、施設が起因となる事故・故障の情報を迅速に得る必要があります。

よって、同一の事故、故障を未然に防ぐため各省各庁の施設保全責任者等に情報提供を行うにあたり、下記により報告されたい。

記

1. 報告いただく事故、故障
 - (1) 報告いただく事故
国家機関の建築物等で保全に関する発生した事故で重大な事故。
 - (2) 報告いただく故障
国家機関の建築物等で保全に関する発生した故障で重大な故障。
2. この通知は、平成22年3月23日以降の保全に関する発生事故、故障の報告に係るものから適用する。